

# 甲種防火管理再講習制度について

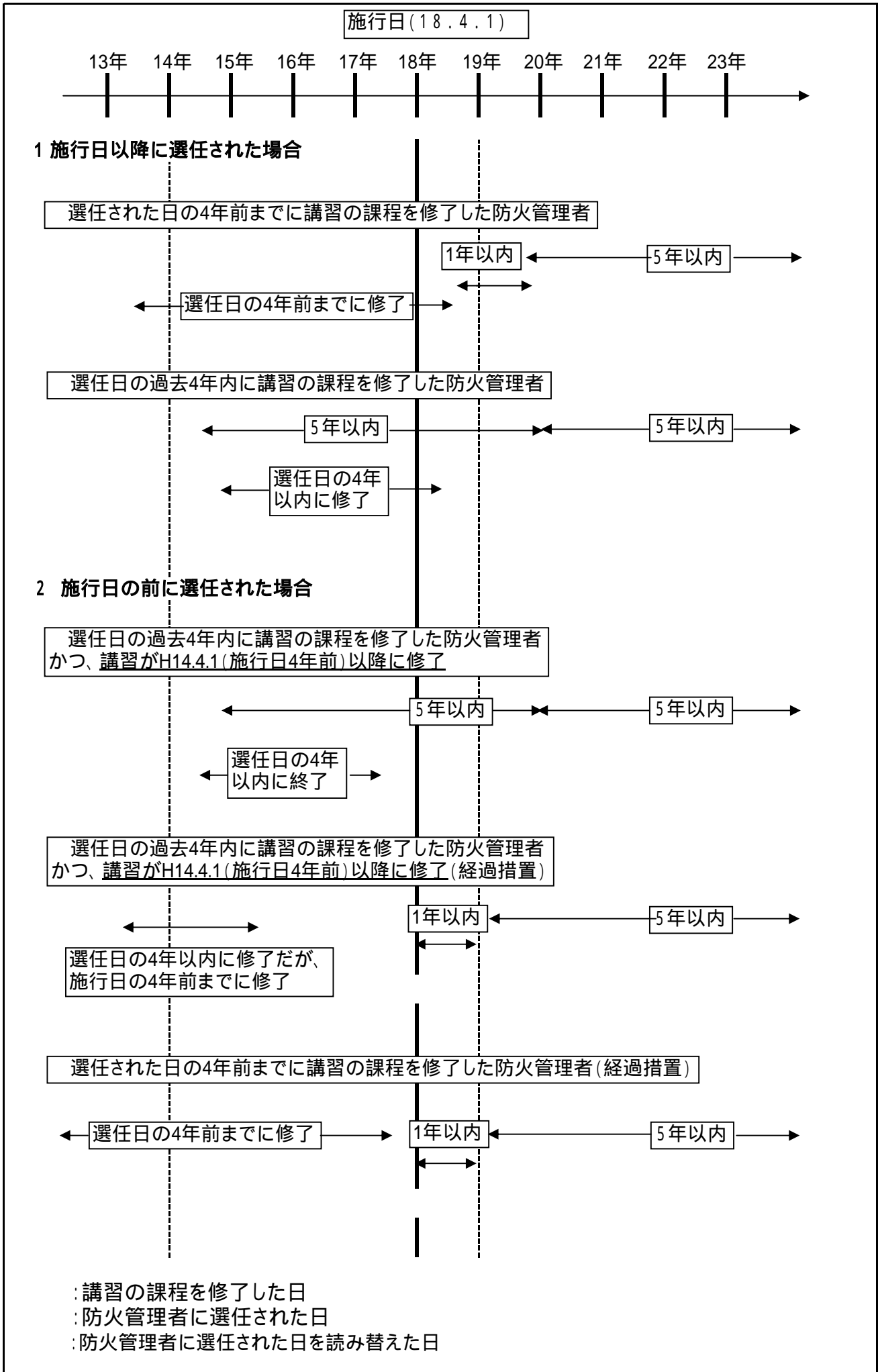
平成18年4月1日

消防法施行令別表第1に定める特定防火対象物(同別表第1(16の3)項を除く)で収容人員が300人以上のものの防火管理者は、5年ごとに再講習が義務付けられました。(平成18年4月1日施行)下記1及び2に該当する場合は、施行後一年以内(平成19年4月1日までに)に受講しなければなりません。また、下記1及び2以外のものについても、別紙1を参照の上、再講習を受講しなければならぬ期間を確認し受講してください。

## 記

- 1 防火管理者に選任された日が、平成18年4月1日以前
- 2 防火管理者講習の過程を修了した日が、平成14年4月1日以前

別紙1 再講習の課程を修了しなければならない期間



## 1 再講習導入の背景

平成13年9月1日に発生した東京都新宿区歌舞伎町のビル火災を踏まえて、大規模な消防法等の改正が行われ、安全対策が強化されました。その中で、消防法施行令第4条の2の2第1項第1号に定める収容人員が300人以上の防火対象物の防火管理者については、より高度な防火管理能力が要求され、そのためには常に最新の知識と技能を必要とし、防火対象物の防火安全対策、人命安全対策等高度の対策を講じる手段として、再講習が導入されました。

## 2 再講習対象とその理由

防火対象物の避難施設等に不案内な利用者が多く存在すること。

火災が発生した際に、多数の逃げ遅れの発生する可能性が大きいこと。

避難施設、消防用設備等の維持管理に高度な知識を必要とすること。

火災時に操作が必要となる消防用設備等（放送設備、屋内消火栓設備、自動火災報知設備等）が多く存するとともに、自衛消防の組織が複雑となるため、火災時に的確に対応するためには、高度な訓練を実施することが必要であること。

## 3 消防法施行令第4条の2の2(抜粋)

第4条の2の2法第8条の2の2第1項の政令で定める防火対象物は、別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ及び(16の2)項に掲げる防火対象物であって、次に掲げるものとする。

- 1 収容人員が300人以上のもの